

スウェーデンにおける再集権化と政党の危機をめぐる一試論^(*)

穴見 明

- 一 はじめに
- 二 福祉国家の建設とコミュニケーション合併
- 三 八〇年代における分権化
- 四 九〇年代における再集権化現象
- 五 考察―「政党の危機」と中央地方関係
- 六 おわりに

一 はじめに

本稿は、スウェーデンにおける中央地方関係の近年の変化について事実関係を整理したうえで、いわゆる「政党の危機」との関連において、それらの変化が持つ意味を考察することを目的としている。

この課題は、福祉国家の危機と再編をめぐる政治的諸実践の帰結として、スウェーデンの統治機構の制度的編成にどのような変容がもたらされてきているかを明らかにするという研究プロジェクトの一環として位置づけられる⁽¹⁾。したがって、本稿におけるスウェーデンの中央地方関係についての記述と分析は、それを直接、他の諸国の中央地方関係や地

スウェーデンにおける再集権化と政党の危機をめぐる一試論

方分権改革との比較の対象とすることを意図するものではない。

そのさい、中央地方関係の変化のもつ意味を考察するにあたって「政党の危機」現象との関連を重視するのは、政党の機能が、中央地方関係それ自体に重要な効果を及ぼしているからであり、また、逆に中央地方関係が政党の組織および機能様式に規定的働きを及ぼすと考えられるからである。

ただし、現段階では、政党の機能についての認識は、十分な資料的裏づけなしの推定に依存せざるをえない部分が多い。その意味で、本稿で提出できるのは、一つの作業仮説にすぎない。題名に「一試論」と付け加えたゆえんである。

二 福祉国家の建設とコミュニティ合併

第二次大戦後のスウェーデンにおいては、二度にわたる大規模なコミュニティ合併が行われた。この二度にわたる合併を通じて、合併以前には、約二五〇〇あったコミュニティの数は、約二八〇に減少した。第一次の合併は一九五二年に実施され、第二次合併は一九六二年から七四年にかけて漸進的に実現されていった。それらは、基本的には、中央政府の主導によって「上から」進められた合併という性格を持つ。

これらのコミュニティ合併、とくに第二次の合併は、一九三二年以降継続して政権の座にあった、社会民主党政権による福祉国家の建設の一環をなすものであった。

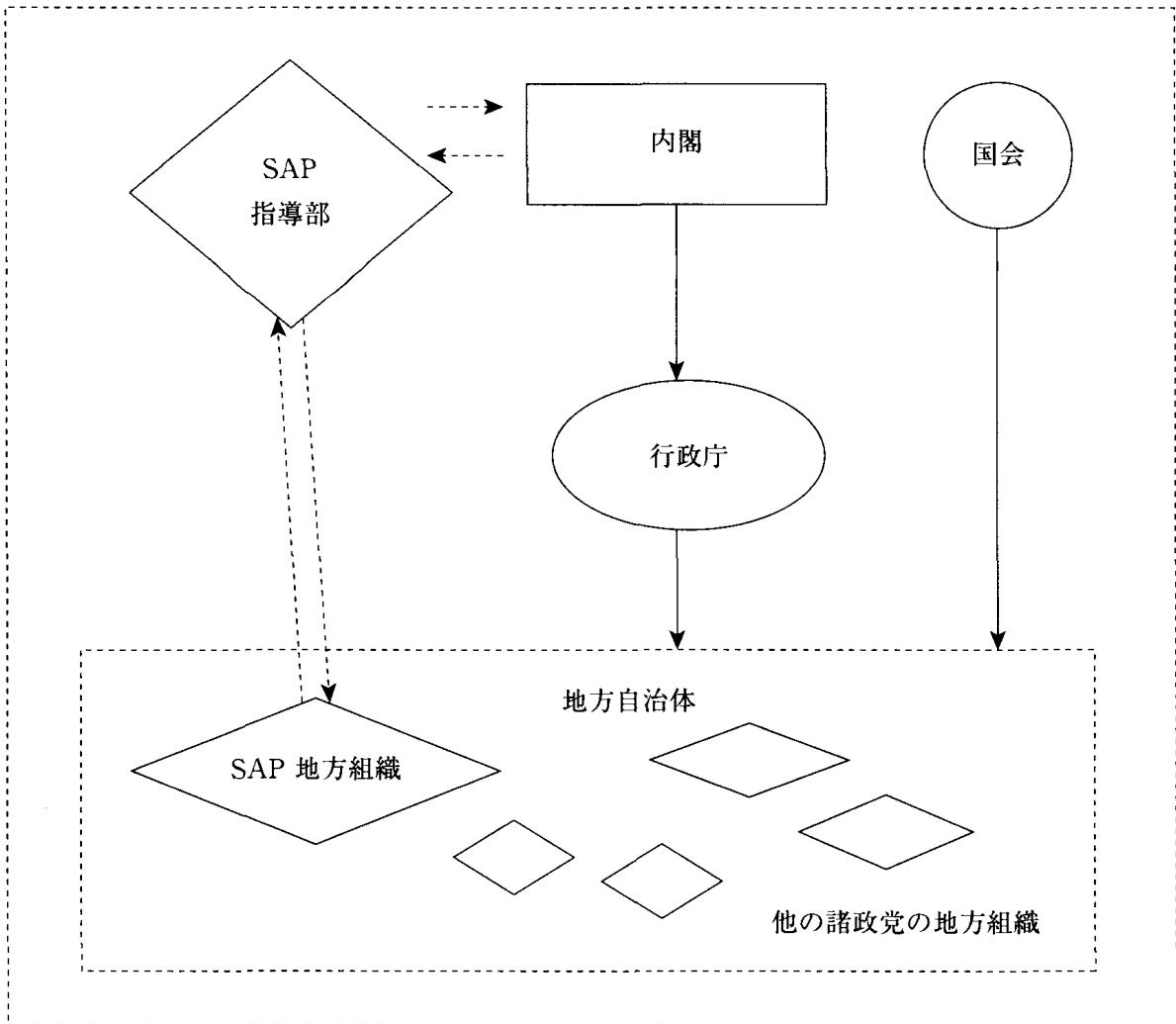
ミシユラは、現代福祉国家を、完全雇用政策・所得保障政策・对人的社会サービス（教育、医療、住宅、文化、児童保育、高齢者ケアなど）の公的提供を通じて、「貧困の予防と救済、および全国民の相応の最低生活水準の維持」を統治機関の義務として制度化している国家と定義する。⁽²⁾ 今、便宜上、この定義に準拠して述べれば、戦後のスウェーデンにおいては、福祉国家の提供する諸施策のうち、完全雇用政策および所得保障政策に関しては、一九五〇年代中に制度

が整えられた。また、それらの施策の実施は、主として国の行政機関によって担われた。それに対して、各種の社会サービス⁽¹⁾の提供にかかわる施策の整備は、一九五〇年代末以降に本格的に実現され始めた。そして、それらの実施の任務は、地方自治体に割り当てられた。もっとも、それらの対人的社会サービスの公的な供給についての構想自体は、それ以前から存在していた。ところが、合併以前のコミュニティの多くは、こうして新たに課せられることが想定された諸任務を担えるだけの十分な財政的および人的な資源を持たないと判断された。コミュニティ合併は、この問題を解決するための手段として選択されたのである。⁽³⁾

したがって、そのかぎりでは、ウルバン・ストランドベリーの言うように、社会民主党政府の観点においては、コミュニティ⁽⁴⁾は、国レベルで決定された政策の実施機関という性格付けを与えられていたと言えよう。⁽⁴⁾

ところで、国レベルの政治的決定機関、すなわち国会および内閣によって決定された政策の実施⁽⁵⁾(implementation)は、いずれにせよ、他の機関、団体あるいは人によってなされるほかはない。そのさい、選択肢は一つではない。上述べた各種の対人的社会サービスについて言えば、国の行政機関にその実施を任せるという選択肢もありえたはずであるが、じっさいには、それらの多くは、地方自治体にその実施が任されたのであった。この選択は、政策意図の実現を、地方自治体における社会民主党の政治家を通じて確保しようという考慮にもとづいていたと考えられる。言い換えれば、政策の実施を官僚制的な組織原理に全面的に委ねるのではなく、政治的目標ないし理念を共有する政治家を実施過程に介在させることによって、政策の目的のより確実な実現を図ろうという意図が、そこには存在していたと見ることができ⁽⁶⁾る。また同時に、そこには、政策の諸効果を、政策実施の現場において住民と直接接触する自党の政治家の目と耳を通じてモニターし、中央レベルにおける政策形成にフィードバックすることが重要であるという考慮も働いていたと思われる⁽⁷⁾。さらに、政策の実施を地方自治体に委ねることは、政策実施とそのフィードバックの両過程に、地方自治体レ

図1 中央地方関係概念図



ベルでの政治的意思決定過程を介在させることを意味している。したがって、その選択は、それ自体としては、(それがどの程度意識化されていたかとはともかく)それぞれの地方自治体における、様々な異なった諸利益の間の合意形成を重視するという意味を持つものであった。⁽⁸⁾

しかし、各種社会サービスの実施の任務は、地方自治体に「丸投げ」されたわけではない。地方自治体によるそれらの事業の実施に関しては、国の立法および政令による規制は言うまでもなく、それ以外に、行政ルートを通じての、すなわち国の行政機関による規則や監督を通じての、細かい規制がなされることになったのである。その点では、社会民主党政権のインプリメンテーション戦略は、国の行政機関に配置された、それぞれの施策分野ごとの専門家を通じて提供される専門知識をも

重視するものであったと言えよう。

各種社会サービスの公的供給にかかわる政策の実施のための、以上のような制度配置には、それゆえ、国の政策の実施段階における裁量行使のあり方をめぐる二つの異なった原理が混在していたと見ることができると言える。

以上のようにして形成された中央地方関係をモデル化すると図1のようになる。

三 八〇年代における分権化

一九六〇年代末から七〇年代にかけて福祉国家の中央集権的な性格に対する批判が高まったことを一つの重要な背景として、七〇年代後半以降のスウェーデンでは、中央地方関係をより分権的な方向に変えていこうとする、様々な制度改革が実施されていった。

この点で先手を取ったのは、非社会主義ブロックの側であった。一九七六年から八二年にかけての非社会主義ブロックの政権下で、地方自治法の改正（一九七七年）、多数の特定補助金の廃止、国による地方自治体に対する統制の点検を行うことを任務とする審議会の設置（statskontrollkommittén, 1977）、特定地方機関法の制定（一九八〇年より施行）、新たな社会サービス法の制定（一九八〇年）など、国による地方自治体に対する規制を緩和する方向での改革が開始された。

他方、社会民主党は、その全国指導部レベルにおいては、一九七〇年代の初期までは中央集権的な体制による全国的な平等性の確保を重視していた。しかし、その社会民主党も、一九八二年に政権に復帰した後には、国による地方自治体に対する規制の緩和をもたらす改革を実施していった。一九八四年に開始された「フリー・コミュニン」の実験、一九八五年の基礎学校教育改革、一九八七年の計画・建築法、一九九一年の新地方自治法、ほとんどの特定補助金の一括

補助金への切り替え（一九九三年実施）などが、その代表的なものである。

この一九八〇年代から九〇年代初頭にかけての社会民主党政権下における中央地方関係に関する改革の性格をとらえるためには、それが公共部門全体の改革をめざす政策の一構成部分であったという事実⁽⁹⁾に注意する必要がある。その改革は、各種社会サービスの民営化の要求や「官僚制」に対する批判に見られるような、公共部門組織ないしは統治機構のあり方に対する疑問や攻撃への同調が国民のあいだに広がっているという状況の中で、各種社会サービスの公共部門による供給を基本のところまで維持していくことを目的とするものであった。そして、そのために、地方自治体に対する国の規制の緩和のほか、目標による管理の拡大を通じての効率化の推進、諸規則の簡素化、情報公開のいっそうの拡大と改善、市民による行政へのアクセスの容易化、行政機関におけるサービス精神の涵養、選択の自由の拡大、行政への積極的市民参加などの一連の方策が提案された⁽¹⁰⁾。

この改革構想に関して、ここで指摘しておきたいのは次の点である。

第一に、その基本的発想は、行政サービスの「消費者」としての国民に対して「より良い」サービスを提供することによって、社会サービスの公共部門による供給に対する国民の支持を確保しようというものであった。

第二に、そこで提案された「地方分権化」は、あくまでも、国レベルで決定された政策の実施を地方自治体に委ねるという関係を維持したうえで規制緩和であった。言い換えれば、地域住民ないし地方自治体レベルを起点にして、政策を下から積み上げていくというあり方へ、統治システムの基本的性格を転換していこうとする志向は、そこには存在していなかった。

第三に、行政管理についての一つのアプローチ方法である「目標による管理」が改革の重要な要素として取り入れられている。それは、内閣と行政庁とのあいだの関係だけでなく、国の諸機関と地方自治体とのあいだの関係においても、

導入されるべきものとされていた。目標による管理は、決定された政策の実施に関して、実施のための組織、手続き、手法などについて大幅な自由を実施機関に与え、そのかわりにフォローアップと評価による政策実施活動の統御を図るものであり、そうした方策を通じて政策目標のより効率的な達成をめざす方法である。この目標による管理の導入は、インプリメンテーション戦略の部分的転換を意味する。中央地方関係に限って言えば、それは、地方自治体レベルにおける諸利益のあいだの合意形成よりも、国による行政管理を通じての政策目標の達成を重視することになる可能性を孕むものであったと見ることができる。したがって、この側面においては、国の地方自治体に対する規制の緩和は、ただちに国による地方自治体に対する統制を弱めることを意味するものではなかったことに留意すべきである。

第四に、それにもかかわらず、たとえばフリー・コミューンの実験の内容およびその導入過程に見られるように、その改革構想には、地方レベルの政治家も含めて、社会民主党内外からの地方分権化を求める声がある程度反映されていたと考えられる。それらの声には、より多くの人々をより能動的に政治に参加させることをめざす実践の前提条件として地方分権化を位置づけて、それを要求するものも含まれていた⁽¹²⁾。そのばあいには、人々より能動的な政治参加は、公共的な民主主義的討論を活性化することによって、各政府レベルにおける政策決定を普通の人々の意識に係留するということのために、必要不可欠な条件としてとらえられていた。したがって、そのような声が反映していたという側面においては、国の地方自治体に対する規制の緩和は、政策目標の決定地点ないし決定のイニシアチブを地方自治体レベルに分化させることをめざす動きを意味していたと言えよう。

四 九〇年代における再集権化現象

上で見たように、一九八〇年代に進められた地方自治体に対する国の規制の緩和は、一義的な性格づけを許すもので

はなかった。ただ、多くの人にとっては、それは地方分権化の進行としてとらえられた。じっさい、たとえば、一九九〇年代には、地方自治体の政治・行政組織の多様な改革が試みられてきたが、それは一九九一年に制定された新地方自治法によって、地方自治体の政治行政機関の組織に関する地方自治体の自由に任される決定範囲が広がったことによって可能になったことである。また、特定補助金の廃止と一括補助金の導入は、地方自治体の側からは、一般的に肯定的に評価されたと言われる。⁽¹³⁾しかし、九〇年代には、地方自治体に対する国の統制の強化とみなされるような、政策・制度変更が目立つようになった。⁽¹⁴⁾新たな「権利付与立法 *Rightbestag*」、既存事業の要求水準のかさ上げ、特定補助金の新設、地方自治体の課税に対する制約などが、その主たるものである。

九〇年代になされた権利付与立法の一例は、「特定の機能障害者に対する援助とサービスに関する法律」(LSS, 1993: 387)である。同法には、一定の条件にあてはまる機能障害者が一定の援助を受ける権利の規定が置かれた。それらの援助はコミュニティによって供給されるものとされており、したがって、それは、各コミュニティの側にとっては、国によって義務付けられた任務の増大を意味するものであった。⁽¹⁵⁾

既存事業の要求水準のかさ上げの例としては、一九九五年の学校教育法改正における、次のような規定、すなわち、コミュニティは働く(ないしは学校に通う)親を持つすべての児童に保育サービスを「遅滞なく」提供しなければならぬという規定の導入がある。これには、この義務を果たすための費用の増大に十分見合うだけの、国からの費用の補填が伴っていないかった。そのため、それは、コミュニティにおける財政的資源配分の優先順位決定に対する、国からの介入と受け止められた。⁽¹⁶⁾

さらに九〇年代の後半には、特定補助金の増加が見られるようになった。その多くは、たとえば高齢者に対するケアなどの、特定の機能領域におけるサービスの質を改善することを狙いとするものであった。

地方自治体の課税に対する国による介入については、それは九〇年代より前にもあった。ブロム・ハンセンによれば、一九七〇年代になるまでは、国は地方自治体の課税権を制約しようとはしてこなかった。しかし、地方自治体の財政規模の増大により、七〇年代には、マクロ経済的な安定を図るために地方自治体の財政規模を全国的に統制する必要が、中央政府の政策担当者によって意識されはじめ、そのための措置がとられるようになった⁽¹⁷⁾。とは言え、七〇年代中にとられた措置は、地方自治体側との協議を通じて、その自発的協力を確保することによって、地方自治体の課税水準の上昇を抑制するというものであった。八〇年代には、いくぶん強制的な手段がとられた。八五年には地方自治体の法人課税が廃止され、八九年には不動産税の地方自治体の取り分がなくされた。しかし他方で、八〇年代には国会において、地方自治体の増税を停止する立法を求める議員からの動議はすべて否決されていた⁽¹⁸⁾。その意味では、地方税課税による収入の調達に関する地方自治体の自由は尊重されていた。ところが、九〇年代になると、一九九〇年の経済危機を契機として、一九九一年と九二年の地方税の増税停止を定める立法措置がとられた (Prop. 1990/91: 117) のをはじめとして、それ以前と比べより強力な手段によって地方自治体の課税水準を抑制する措置がとられるようになったのである。

また、一九九七年には、地方自治体に均衡予算を義務付ける規定が地方自治法に導入され、地方自治体の財政運営に対する法律上の制約がさらに加わった。

こうして、九〇年代には、一方で国の政策により地方自治体に対して新たな任務が義務づけられるとともに、他方で地方自治体の財政運営に対する国の統制が強化されるという事態が進行した。これに対し地方自治体の側からは、地方自治を制約するものだとして、たびたび批判の声があげられてきた⁽¹⁹⁾。最近では、地方自治の制限に対する抗議が、国レベルの社会民主党政府に対して、地方自治体の社会民主党の政治家からマスメディアを通じて表明されるという事態さ

え起きて⁽²⁰⁾いる。

五 考察——「政党の危機」と中央地方関係

前節の最後に述べたような事態、すなわち、中央政府の施策による地方自治の制限に対する抗議が先鋭化してきているという事態は、運動および体制としての社会民主主義が陥っている、ある種のジレンマのあらわれと見ることができるといふ思われる。それは、一方では、マクロ経済的な安定を図りつつ福祉政策の全国的な水準を維持するために、地方自治体の財政運営と個々の施策・事業への国の統制を強化しなければならぬが、他方では、主として民主主義的合意の確保にかかわる理由から、地方自治体にある程度以上の意思決定の自由を与えなければならぬというジレンマである。以下では、このジレンマを、「政党の危機」と呼ばれる事態と関連付けて考察したい。

近年のスウェーデンにおいて「政党の危機」が語られるさい、それは、次のような一連の相互に関連した諸現象を指している。⁽²¹⁾すなわち、党員の減少および新たな党員確保の困難、政党の地方組織における会合の頻度と会合への参加の減少、市民と政党の活動家とのあいだの距離の拡大、地方政治のプロフェッショナル化などである。このような変化は、歴史的に民衆運動的性格を持っていた、社会民主党や中央党などの政党において、より顕著に見られる。これらの現象は、政党と市民とのあいだのコミュニケーションを通じて、公共政策を市民の生活意識・政治意識に係留することが政党の重要な機能の一つであるという観点から見ると、その機能を既成政党が果たしえなくなっているという「危機」状況として捉え⁽²²⁾られる。

この「危機」からの脱出の方向性は一つではない。少なくとも二つの異なった方向性がありうる。一つは、上のような諸現象の進行を所与の前提として受け入れて、マスメディアを通じて人々にアピールすることによって選挙での支持

を獲得することに力を注ぐという方向がある。他方では、もう一つの方向性として、市民との直接的・日常的な対話を通じて公共政策と市民意識との媒介を図るといふ、政党の機能を回復することをめざすという選択肢がある。

前者の場合には、全国的なリーダーの（マスメディア上での）人間的魅力が重要な要素となるとともに、公共機関によって提供されるサービスの消費者としての市民にどれだけ高い満足を与えられるかが重視されることになる。これは、いわば「観客民主主義」を推し進める道であり、⁽²³⁾政治的に能動的な少数者以外の市民に求められるのは、より高いパフォーマンス能力を示しうる政治家を選挙で選ぶことである。この場合、先ほどのジレンマは、地方自治体に負担を押し付ける方向で解決が図られることになる。そうすると、地方自治体における政策選択の幅はますます小さくなり、それだけまた、人々の政党離れが増大していくことになるであろう。

後者の場合、すなわち、人々の日常生活圏レベルにおける政党の組織と機能を再活性化する方向をとろうとする場合、その実現のための条件の一つとして、地方自治体の政策決定の自由が実質的に拡大されることが求められる。⁽²⁴⁾したがって、この道がとられる場合、中央政府がマクロ経済的な安定策をとることはより困難になり、また、福祉政策の水準にも地方自治体ごとに大きな相違が出てくる可能性がある。それゆえ、社会的経済的不平等を小さくし貧困を防止するという目標を維持しつつ、その方向をとるためには、中央地方関係のより根本的な組み換えが必要となるであろう。すなわち、その場合には、地域住民ないし地方自治体レベルを起点にして、社会政策のみならず経済政策も含めて、政策を下から積み上げていくというあり方へ、統治システムの基本的性格を転換していくことが必要とされるように思われる。しかし、この点にさらに立ち入ることは、本稿の範囲を超えている。

六 おわりに

以上のように、近年のスウェーデンにおける中央地方関係を振り返ってみると、八〇年代に分権化が進んだのに対し、九〇年代には国の統制が再強化されてくるという変化が見られた。しかし、国の政策目標達成へ向けて地方自治体の活動を統御しようとする志向は、社会民主党政権の中に一貫して存在しており、それは八〇年代においても変わりなかったということにも注意しなければならない。その観点から見ると、八〇年代に起こったのはその統御手法の転換にすぎなかった。そのため、九〇年代には、その新たな統御手法が適格的でない領域において、再び国による地方自治体に対する統制が強化されるという事態になったと考えることもできる。しかし、そのような国による地方自治体に対する統制の再強化は、運動および体制としての社会民主主義にアポリアをもたらしものとなっているのではないかというのが、本稿で提出しようとした仮説である。

(*) 本稿は、二〇〇三年一月二二日に開催された北ヨーロッパ学会二〇〇三年度研究大会（東海大学・湘南校舎）の分科会における筆者の報告に、若干の加筆と訂正をほどこしたものである。

(1) このような研究プロジェクトそれ自体が、どのような問題関心にもとづくかについては、不十分ながら、さしあたり、穴見明「スウェーデンにおける政策過程の制度的枠組みの変容」『大東法学』第二二巻第二号、第一章を参照されたい。

(2) レーミッシュ・ミシュラー『福祉国家と資本主義——福祉国家再生への視点』一九九五年、晃洋書房。

(3) Lars Strömberg, Jörgen Westerstahl (red.), *De nya kommunerna: En sammanfattning av den kommunaldemokratiska forskningsgrupps undersökningar*, Publica, 1983, s. 17-24. この点に関連して、小原隆治は、個別の自治体の意に反してでも政府の計画通りに合併を強行することを内容とする、一九六九年の立法措置について、「その立法にいたる過程で誰がどのように影響力

を行使したか：（中略）…を検討せずに、第二次合併が全体として強制合併だったと断定することはできない」と述べる。そして、立法をめぐる影響力関係等の検討にもとづいて、全体としては強制とは言えないという結論を出している（小原「スウェーデン・英国はどのような意味で分権改革モデルか」『自治総研』二〇〇三年一月号）。小原がその議論の中で触れている、レミスへの回答内容、地方議員と国会議員の関係、コミュニケーション協議会の役割などは、貴重な指摘であるし、またその議論も説得力が高いと思われる。しかし、多くの小規模コミュニティが合併に抵抗しており、それらのコミュニティにとって合併は強制と受け取られたことはたしかであろう。

- (4) Urban Strandberg, *Debatten om den kommunala sjuöstyrelsen 1962-1994*. Hedemora: Gidlunds, 1998.
- (5) この意味での政策実施の過程で、最終的に提供されるサービスや規制の内容に重大な影響を与えるような諸決定がなされうるといふことは、少なくとも行政学の分野では広く共有された認識となっている。たとえば、森田朗『許認可行政と官僚制』岩波書店、一九八八年を見よ。
- (6) Kjell Östberg, *Kommunerna och den svenska modellen: Socialdemokratin och kommunalpolitiken fram till Andra världskriget*, Stockholm: Brutus Östlings Bokförlag Symposion, 1996.
- (7) SAP, *Resultat och reformer*, 1964; Strandberg, s. 315.
- (8) Östberg.
- (9) Agne Gustafsson, *Kommunal sjuöstyrelse*, Stockholm: SNS Förlag, 1999, s. 115.
- (10) Anders Mellbourn, *Bortom det starka samhället*, Stockholm: Carlssons, 1986. Skr 1984/85: 202.
- (11) SOU 1991: 68.
- (12) 例として Axel Gisslén, *Från extensiv till intensiv utveckling*, *Tiden* 4/1986. Ewald Malm, *Kommundemokrati i praktiken*, *Tiden* 4/1987.
- (13) SOU 1996: 169, s. 96
- (14) ただし、ここでの八〇年代／九〇年代という時間の区切りは、あくまでも大まかな目安に過ぎない。
- (15) もっとも、それは、それ自体として「国による統制の強化」と受け止められたというよりは、後に述べる財政的な制約という条件と結びつくことによってそう受け止められたものと考えられる。しかし、そのような権利規定は、地方的な特殊事情への適応を可能にするという意味で、それ自体としてコミュニケーションの事業遂行における自主的な決定の余地を狭めるものだという見方もある（例えば、SOU 1996: 169, s. 94）。
- (16) SOU 2001: 52, s. 39.

- (17) Jens Blom-Hansen, *Macroeconomic Control of Local Government in Scandinavia: The Formative Years, Scandinavian Political Studies*, vol. 21 no. 2, 1998, pp. 139-141.
- (18) SOU 1996 : 129, s. 142-144.
- (19) Ake Bergmark, *Den lokala välfärdstaten? : Decentraliseringstrender under 1990-talet*, SOU 2001 : 52.
- (20) Dagens Nyheter, 2002. 11. 07.
- (21) Gullan Gidlund & Tommy Möller, *Demokratiens trotjänare-Lokalt partiarbete förr och nu*, SOU 1999 : 130.
- (22) Jesper Bengtsson, *Att öppna kanalerna till nya rörelser, i Civilsamhället som demokratis arena*, SOU 1999 : 112. Olof Petersson m. fl., *Demokrati och medborgarskap. Demokratirådet rapport 1998*. Stockholm : SNS Förlag 1998. s. 69
- (23) Bo Rothstein m. fl., *Demokrati som dialog. Demokratirådet rapport 1995*. Stockholm : SNS Förlag 1995. s. 133.
- (24) それは次のような思考にもとづいていると考えられる。まず、政党の上のような意味での再活性化は、政治的対話へのより多くの人々の参加を必要とする。そして、そのような参加の拡大は、まずは、地方自治体の諸施策・諸事業に関する決定の場において追求されなければならない。なぜなら、第一に、人々の政治的対話への参加を拡大するためには、政治的対話を通じて形成された市民の政治的意思が現実の社会関係に対する効果を持たなければならないからである。そのような効果を持たない対話は人々をひきつけられない。そして、そのような意味で実効性を持つ政治的対話は、より小さい規模の政治単位においてのほうがより容易である。また、第二に、政治的対話に人々を参加させることがより容易であるのは、人々の日常生活に密着したことから処理をめぐり主題に関してである。つまり、地方自治体の処理しているさまざまな社会サービスの内容や運営方法をめぐり議論には、より容易に人々を参加させることができる。したがって、まずは地方自治体の諸施策・諸事業に関して、より多くの人々を政治的な対話に参加させることが、とられるべき手段となる。しかし、そのためには地方自治体はその政策の決定について実質的な選択の余地を持っている必要がある。それは、政治的対話を通じて形成された市民の政治的意思が地方自治体の決定に反映されるための前提条件である。